

【2023年11月1日発行】

---

■ 人事労務マガジン／定例第158号 ■

---

---

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

---

厚生労働省 X・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X>

- 手順1 Xアカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. キャリア形成・学び直し支援センターでは、「自分らしく働くためのキャリアの描き方」シンポジウムを11月12日（日）に開催
2. 「高齢者活躍企業コンテスト」の応募を受付中
3. 育休取得を検討中のパパ/ママ、人事のご担当者/管理職の皆さま向け  
両親学級「父親を楽しもう 両親学級で学ぶ育児・家事」の聴講者募集中（12月1日開催）
4. 人事・労務のご担当者様はもちろん、管理職や若手の皆さまも必見  
「イクメン・イクボスセミナー」の聴講者募集中（2023年11月～2024年2月開催）
5. 11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です
6. 「働き方・休み方改革シンポジウム」を11月22日（水）にオンラインで開催
7. 勤労者退職金共済機構 SNS アカウント（X・Instagram）開設のお知らせ
8. 11月はテレワーク月間です  
テレワーク導入を促進するためのオンラインセミナーやイベントを開催
9. 「仕事と育児/介護の両立支援セミナー」をオンラインと会場で開催【再掲】

11・12月セミナー参加者募集中

10. 経営者・人事労務担当者さまへ【再掲】  
「仕事と育児・介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます
11. 「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第1回）のご案内【再掲】
12. 「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします【再掲】
13. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集【再掲】  
10月からオンラインと会場で全55回開催
14. 11月は「過労死等防止啓発月間」です  
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消相談ダイヤル」を実施【再掲】
15. 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です【再掲】  
一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続きが必要です
16. オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を開催（セミナー動画も公開中）【再掲】  
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』11月号発売中

---

【トピック 1】キャリア形成・学び直し支援センターでは、「自分らしく働くためのキャリアの描き方」シンポジウムを11月12日（日）に開催

---

働くミドル・シニア層を対象に、キャリアについて考える機会づくりを目的としたシンポジウムを11月12日（日）に開催します。当日は、多様なキャリアを歩む登壇者から講演予定。またキャリアコンサルタントによるキャリア相談会も同時開催。ご自身のキャリア形成支援にぜひご活用ください。

【テーマ】

第1部：13:30～ パネルディスカッション

「未来のキャリアは自分が創る」

第2部：14:40～ ジョブ・カードを活用したキャリアセミナー

「治療と仕事の両立」「管理職向け」「セカンドキャリア」

キャリア相談会：①14:40～ ②15:40～

【申し込みなど詳細はこちら】

[https://sym.carigaku.jp/2023autumn/?utm\\_source=mm\\_jinji\\_r&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=jinji\\_r](https://sym.carigaku.jp/2023autumn/?utm_source=mm_jinji_r&utm_medium=email&utm_campaign=jinji_r)

**【お問い合わせ】**

東京キャリア形成・学び直し支援センター シンポジウム事務局

TEL : 03-6225-2299

[sym.carigaku@pasona.co.jp](mailto:sym.carigaku@pasona.co.jp)

---

**【トピック 2】「高齢者活躍企業コンテスト」の応募を受付中**

---

厚生労働省は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、令和6年度「高齢者活躍企業コンテスト」を実施します。

このコンテストは、高齢者雇用の重要性についての理解の促進と、高齢者がいきいき働くことができるようにするための創意工夫やアイデアの普及を目的に、毎年実施しています。現在、企業などが行った雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集中です。

優秀な事例は、来年10月に都内で行う表彰式で表彰する予定です。皆さまのご応募をお待ちしています。

**【応募締切】**

令和6年2月29日（木）

**【応募方法・問い合わせ先など詳細はこちら】**

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>

**【過去の受賞企業事例はこちら】**

高齢者活躍企業事例サイト

<https://www.elder.jeed.go.jp/>

---

**【トピック 3】育休取得を検討中のパパ/ママ、人事のご担当者/管理職の皆さま向け  
両親学級「父親を楽しもう 両親学級で学ぶ育児・家事」の聴講者募集中（12月1日開催）**

---

「産後パパ育休制度」が創設され、出産直後に男性が育休を取得しやすくなっています。両親が揃って育休を取得し、育児を行うことの重要性とメリットについて、パートナーと一緒に学べるセミナーを12月1日（金）に開催します。【事前申し込み制・参加無料】

#### 【主な内容】

- (1) 産前・産後こそ父親が必要な理由
- (2) 乳幼児期における育児の大切さ
- (3) 仕事と育児の両立とキャリアの在り方

#### 【開催日時】

12月1日（金）13:00～14:00（オンライン開催）

#### 【対象】

- ・ 育児休業の取得を検討されているご夫婦  
（もちろんパパ、ママお一人でのご参加も大歓迎です）
- ・ 育休の取得や育児と仕事の両立に関して従業員や部下から相談を受けている人事ご担当者や管理職の皆さま
- ・ その他、育児休業や男性の育児・家事参画等にご興味のあるすべての方

#### 【講師紹介】

徳倉康之（とくくら やすゆき）

- ・ 所属・役職

株式会社ファミリーエ代表取締役社長、NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事

- ・ プロフィール・資格等

2009年に長男誕生後、妻と互いにキャリアや働き方を相談し、8か月の育児休業を取得。働き方・意識に大きな変化が生まれ家庭を重視し、効率的な働き方をすることで業績にも連動する事を経験。その後、転職、独立し、NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事に就任し現在に至る。

#### 【詳細・お申し込みはこちら】

開催予定のイクメンプロジェクト関連イベント

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>

#### 【お問い合わせ】

「令和5年度男性の育児休業取得促進事業」イクメンプロジェクト事務局  
（東京海上ディーアール株式会社 製品安全・環境本部内）

TEL : 03-5288-6583

E-mail : [ikumen@tokio-dr.co.jp](mailto:ikumen@tokio-dr.co.jp)

---

【トピック 4】 人事・労務のご担当者様はもちろん、管理職や若手の皆さまも必見  
「イクメン・イクボスセミナー」の聴講者募集中（2023年11月～2024年2月開催）

---

厚生労働省の「イクメンプロジェクト」では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得を進めるため、育休取得のメリットや先進企業の取り組み事例、育休取得経験者の体験談などを紹介する3種類のセミナーを実施します。（2024年2月までの開催を予定）。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

（いずれも 13:00～15:00 のオンライン開催）

育児・介護休業法解説セミナー

- ・ 11月8日（水） ※千葉市との共催
- ・ 11月29日（水）
- ・ 12月5日（火）

男性の仕事と育児両立セミナー

- ・ 12月11日（月） ※岩手県との共催

イクボスのマネジメントセミナー

- ・ 11月7日（火）
- ・ 12月14日（木）
- ・ 2月14日（水） ※埼玉県との共催

【詳細・お申し込みはこちら】

イクメンプロジェクト イクメン・イクボスセミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/seminar/>

【お問い合わせ】

「令和5年度男性の育児休業取得促進事業」イクメンプロジェクト事務局  
（東京海上ディーアール株式会社 製品安全・環境本部内）

TEL : 03-5288-6583

E-mail : [ikumen@tokio-dr.co.jp](mailto:ikumen@tokio-dr.co.jp)

---

【トピック 5】11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

---

厚生労働省、中小企業庁、公正取引委員会は、11月を「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取り組みを行っています。

「しわ寄せ」とは、大企業・親事業者による長時間労働の削減などの取り組みが、下請など中小事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などを生じさせている場合をいいます。

大企業・親事業者の皆さまは、下請などの中小事業者とは「共存共栄」という認識を持ち、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

【キャンペーン月間の詳細はこちら】

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

---

【トピック 6】「働き方・休み方改革シンポジウム」を11月22日（水）にオンラインで開催

---

厚生労働省は、働き方・休み方改革推進への機運を高めることを目的とするシンポジウムを11月22日（水）にオンラインで開催します。

このシンポジウムでは、学識経験者による基調講演や企業の取り組み事例の紹介などを通じて、組織的に効率的でメリハリのある働き方・休み方を実現していくためのポイントや、「働く時間」「働く場所」を柔軟にする施策のポイントなどを議論し、多様な人材が活躍できる職場づくりについて考えます。

企業の人事労務担当者や働き方・休み方改革にご関心をお持ちの方など、皆さまのご参加をお待ちしています。

**【開催日時】**

11月22日（水）13:30～16:30

**【開催方式】**

オンライン開催（Zoom ウェビナー）

**【主なテーマ】**

- ・ 何のための働き方改革か？：多様な人材が活躍できる職場を
- ・ 中小企業における組織的な働き方・休み方改革の推進
- ・ 「選択的週休3日制」などの多様な働き方・休み方

**【登壇者や申し込み方法など詳細はこちら】**

『働き方・休み方改善ポータルサイト』

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/#hatarakikataYasumikata>

---

**【トピック7】勤労者退職金共済機構 SNS アカウント（X・Instagram）開設のお知らせ**

---

勤労者退職金共済機構は、「退職金制度」と「財形住宅融資制度」を運営する独立行政法人です。平成15年の設立から20周年を迎え、この度、SNS アカウント（X・Instagram）を開設しました。

業務内容や取り組みについて、国民の皆さまに向けて発信していきますのでお気軽にフォローをお願いします。

**【X】**

アカウント名 勤労者退職金共済機構（中退共・建退共・清退共・林退共・財形）

ID @kintaikikou

URL <https://twitter.com/kintaikikou>

**【Instagram】**

アカウント名 勤労者退職金共済機構

ID @kintaikikou

URL <https://www.instagram.com/kintaikikou/>

---

【トピック 8】11 月は「テレワーク月間」です

テレワーク導入を促進するためのオンラインセミナーやイベントを開催

---

テレワーク実行委員会（政府、産業界、学識者で構成）では、11 月を「テレワーク月間」として、テレワークの実施を広く呼びかけるとともに、テレワークの普及に向けたイベントや周知等の取り組みを集中的に行うこととしています。奮ってのご参加をお願いします。

【テレワークセミナー(オンライン・会場開催)】

厚生労働省では、「テレワーク月間」における主な取り組みとして、オンラインセミナー、会場セミナーを計 3 回開催します。【参加無料】

このセミナーでは、労務管理上の留意点、ICT 活用と留意点、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報をお届けします。

セミナー終了後に、労務管理面や ICT 面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」も実施します。【事前申し込み制（希望者のみ）】

【開催日時】

・オンラインセミナー（各回とも定員 200 名）

11 月 7 日(火) 13:30~15:30（オンライン接続開始 13:20）

11 月 15 日(水) 13:30~15:30（オンライン接続開始 13:20）

・会場セミナー

11 月 24 日(金) 13:30~15:30

TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

（東京都新宿区市谷八幡町 8 TKC 市ヶ谷ビル ホール 3D）

【詳細・お申し込みはこちら】

テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/support/seminer/>

---

【再掲】

【トピック 9】「仕事と育児/介護の両立支援セミナー」をオンラインと会場で開催

11・12 月セミナー参加者募集中



---

厚生労働省は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」（委託事業）の中で、「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」を随時開催しています。

今回は、11月と12月開催のオンライン・会場開催セミナーをご案内します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、改正育児・介護休業法のポイントはもちろん、スムーズな育休・介護休業取得や職場復帰に向けて活用できるツール、マニュアルを用いた支援のステップ、男性育休のよくあるお悩みや、介護離職防止の取り組み例など、最新の企業事例も交えてご紹介します。

育休・介護休業が取得しやすい職場環境の整備がますます重要となってきています。企業の人事労務ご担当の皆さま、社内環境整備に関心をお持ちの方はご予定に合わせて、ぜひお申し込みください。

※伴走型セミナーとは、相談の時間を設けながら進めるセミナーです。1社につき1名の両立支援プランナーが、企業ごとの課題や相談・疑問点をサポートします。今、何をすれば良いかまだよく分からないと思う方にもオススメです。

**【開催日時】**

■11月7日（火）14:00～

- ・熊本働き方改革推進支援センター共催セミナー
- ・仕事と育児の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■11月9日（木）13:00～

- ・薩摩川内共催セミナー
- ・仕事と育児・介護の両立支援セミナー（10分間の質疑応答付き）

※場所：サンアリーナせんだい

※定員：50社（1社につき2名までご参加可能）

■11月13日（月）14:00～

- ・仕事と育児の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■11月17日（金）14:00～

- ・三重働き方改革推進支援センター共催セミナー
- ・仕事と育児の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■11月20日（月）15:00～

- ・管理職へのアプローチセミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■11月21日（火）13:30～

- ・岡山市・岡山商工会議所共催セミナー
- ・仕事と育児・介護の両立支援 伴走型セミナー

※場所：岡山商工会議所

※定員：20社（1社につき2名までご参加可能）

■11月24日（金）16:00～

- ・仕事と介護の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■12月1日（金）13:45～

- ・大阪働き方改革推進支援センター共催セミナー
- ・仕事と育児・介護の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■12月5日（火）15:00～

- ・仕事と育児の両立支援 伴走型セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■12月8日（金）13:30～

- ・仙台市共催セミナー
- ・仕事と育児・介護の両立支援 伴走型セミナー

※場所：仙台市産業振興事業団 会議室

※定員：15社（1社につき2名までご参加可能）

■12月12日（火）16:00～

- ・仕事と育児の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■12月15日（金）15:00～

- ・仕事と育児の両立支援 伴走型セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■12月18日（月）16:00～

- ・仕事と介護の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

■12月19日（火）14:00～

- ・みやぎ働き方改革推進支援センター共催セミナー
- ・仕事と育児の両立支援セミナー

※オンライン：Zoom ウェビナー

※定員：100名

【詳細・お申し込みはこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

<https://ikuji-kaigo.com/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（厚生労働省委託）

<https://ikuji-kaigo.com/>

TEL：03-5542-1740

【再掲】

【トピック 10】 経営者・人事労務担当者さまへ

「仕事と育児・介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます

厚生労働省では、従業員の「仕事と育児・介護の両立支援」に取り組む企業に対し、無料の個別支援を実施しています。

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家『仕事と家庭の両立支援プランナー』が、貴社の実情やニーズをヒアリングし、無料で個別にご支援します。

全国どこでも、訪問またはオンラインにてご支援を受けられます。

ご利用された方からは、大変に好評をいただいています。具体的に相談したい経営者・企業の人事労務ご担当者の皆さま、ぜひご検討ください。

■ご利用者様の声

- ・専門家から具体的な話を聞く事ができ、とても勉強になった。
- ・具体的にどんな取り組みをしたら良いか知る事ができて良かった。
- ・そのまま使える面談シートや管理職向けマネジメントのポイントなど、すぐに役立ちそう。

【無料個別支援のお申し込みや詳細はこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

<https://ikuji-kaigo.com/>

【再掲】

【トピック 11】「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第 1 回）のご案内

厚生労働省では、勤務地や職務内容、勤務時間などを限定した「多様な正社員」制度のポイント、実際に「多様な正社員」制度を導入されている企業の先進事例などを紹介するセミナーを開催します。

「多様な働き方」に関する概要のみでなく、「多様な働き方」をどのように取り入れているのか、取り組み事例を通じて各社の工夫を学ぶことができるセミナー内容となっています。

【令和 5 年度のセミナーについて】

■開催内容（予定）

1. 有識者による「多様な正社員」制度に関する基調講演
2. 「多様な正社員」制度を取り入れた企業による事例発表（2 社）
  - ・株式会社エグゼクティブ
  - ・パーソルキャリア株式会社
3. 有識者、事例発表企業によるパネルディスカッション
4. 関連情報のご紹介

■開催概要

日時：11 月 20 日（月）13：00～15：30

場所：オンライン&対面（ハイブリッド形式）

※対面会場は「大手町三井カンファレンス」を予定

参加費：無料

【お申し込みなど詳細はこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 事務局

（委託先：PwC コンサルティング合同会社）

TEL：03-6257-0785

E-mail : [jp\\_cons\\_tayounaseishain@pwc.com](mailto:jp_cons_tayounaseishain@pwc.com)

【再掲】

【トピック 12】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします

厚生労働省では「多様な正社員」制度を普及・定着させるため、「多様な正社員」制度の導入や改定を検討されている企業へのコンサルティング支援を無料で行っています。

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などを限定して選択できる正社員をいいます。

多様な正社員の専門知識を持ったコンサルタント（社労士等）が全国どの企業にも無料で伺います。また、オンライン（ウェブ会議形式を含む）で支援を受けることもできます。

#### ■多様な正社員の活用ケース

- ・ 転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい。
- ・ 職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい。
- ・ 転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、既存のあるいは新設した多様な正社員区分を、無期転換後の受け入れ先としたい。

#### ■支援概要

対象：「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用：無料

期間：2024年2月まで

実施方法：対面またはオンライン会議等を選択

回数：1社あたり4～6回程度の訪問支援を実施

内容：

- ・ 人事管理上の課題等の現状を把握し、多様な正社員の活用方針を整理
- ・ 導入する多様な正社員の格付けや待遇等の検討
- ・ 多様な正社員の導入に向けた就業規則等の修正の検討

【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

令和5年度「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

(委託先：PwCコンサルティング合同会社)

TEL：03-6257-0785

E-mail：[jp\\_cons\\_tayounaseishain@pwc.com](mailto:jp_cons_tayounaseishain@pwc.com)

【再掲】

【トピック 13】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10月からオンラインと会場で全55回開催

健康的でやる気あふれる職場を実現しませんか？

企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで51回、会場（東京、大阪）で4回の全55回（うち3回は「特別企画 業務効率化セミナー」）開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けているので、興味のあるものにご参加ください。

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけます。特設ウェブサイトにて参加者を募集しています。皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

2023年10月3日（火）～2024年1月18日（木）（全55回）

・午前開催の場合 9:30～12:00

・午後開催の場合 14:00～16:30

※日程や開催時間、会場、講師などの詳細は、特設ウェブサイトにてご案内しています。

【詳細解説テーマ例】

- ・ 過重労働に係る損害賠償事例
- ・ 過重労働とメンタルヘルス対策
- ・ 過重労働と労災認定
- ・ 過重労働とパワハラ防止対策
- ・ 過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

過重労働解消のためのセミナー

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

担当：川田代、磯谷

TEL：03-5283-1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5283-1032

E-mail：[kajyu-kaishou@zenkiren.com](mailto:kajyu-kaishou@zenkiren.com)

【再掲】

---

【トピック 14】11 月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消相談ダイヤル」を実施

---

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現するために過労死等の防止に取り組むことが望まれます。

なお、「過労死等」とは、以下に当てはまる場合を言います。

- ・ 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ・ 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

■ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」開催



過労死等をなくすために、47 都道府県 48 会場(東京は 2 会場)で、働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介します。【事前申し込み制・参加無料】

また、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画をインターネット配信します。

11 月 8 日には東京中央会場(「イイノホール」東京都千代田区)で開催します。その他の会場については、特設サイトからご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしています。

【詳細・お申し込みはこちら】

過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

【お問い合わせ】

株式会社プロセスユニーク(委託先)

TEL: 0570-087-555 ※受付時間 9:00~17:30(月~金)

■「過重労働解消相談ダイヤル」設置

「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

11 月 3 日(金・祝)を特別労働相談受付日として、特別労働相談を実施します。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめ労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準関係法令の考え方の説明や、法令違反が疑われる事業場に関する情報の受理など、相談内容に合わせた対応を行います。【相談無料】

【過重労働解消相談ダイヤル】

相談対応日時: 11 月 3 日(金・祝) 9:00~17:00

TEL: 0120-794-713(なくしましょう 長い残業)

過重労働解消キャンペーン特設サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html)

■過重労働相談受付集中期間(11 月 1 日~7 日)

11月1日（水）から7日（火）（3日～5日を除く）を「過重労働相談受付集中期間」とし、都道府県労働局と労働基準監督署等の相談窓口で、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、11月4日（土）、5日（日）は「労働条件相談ほっとライン」でも、相談をお受けします。

【最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署】

開庁時間：平日 8:30～17:15

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

【労働条件相談ほっとライン】

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

TEL：0120-811-610（はい！ 労働）

相談対応時間：月～金 17:00～22:00、土・日・祝日 9:00～21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【過労死等に関する情報はこちら】

過労死等を防止するための事業主・労働者の取り組み、相談窓口、過労死等については、以下の特設サイトをご覧ください。

過労死等防止に関する特設サイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/karoushize-ro/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/karoushize-ro/index.html)

【再掲】

---

【トピック 15】11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です  
一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続きが必要です

---

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険とを総称した言葉です。  
パート・アルバイト等の雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用していれば、事業主は労働保険の成立手続きをしなければなりません。

厚生労働省は、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、広報活動や各種事業主団体・個別事業主への訪問指導等を強化し、自主的な手続きを促しています。

なお、訪問指導等を行っても自主的に保険関係の成立手続きをしない事業主には、政府の職

権で成立手続きを行います。

事業主の皆さまは、この機会に労働保険の手続き状況を確認しましょう。まだ手続きをしていない場合は事業の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）へ連絡の上、早急に手続きをするようお願いします。

#### 【成立手続きの詳細】

[https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_2.htm](https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_2.htm)

#### 【所在地一覧】

都道府県労働局、労働基準監督署

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/soudan.html>

公共職業安定所

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

#### 【労働保険適用事業場検索】（労働保険の手続き状況が確認できます）

[https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1a.htm](https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)

#### 【労働保険事務組合制度】

中小事業主の皆さまには、労働保険の各種手続きや労働保険料の納付に関する事務処理を委託することができる「労働保険事務組合制度」もあります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html)

#### 【再掲】

---

【トピック 16】オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を開催（セミナー動画も公開中）

無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

---

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。【事前申し込み制・参加無料】

セミナー内容をまとめた動画も作成しましたので、学習・復習にぜひご活用ください。

・ 利用者編

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjgEEh6ZXx6azwITOPq7bR>

・ 労働者編

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj7\\_c2SJSHIj36vTib4k6x8](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj7_c2SJSHIj36vTib4k6x8)

#### 【セミナーテーマ】

- ・ 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・ 無期転換ルール
- ・ 副業・兼業の促進に関するガイドライン

#### 【セミナー開催概要】

開催日：11月9日（木）、17日（金）、21日（火）、12月6日（水）、14日（木）

開催時間：セミナー 13:30～15:40（休憩 10分） 個別相談会 15:50～16:50

開催形式：オンライン

#### 【セミナー詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

#### 【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

#### 【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』11月号発売中

特集1：安心・安全な医療のために～患者と医療者が一緒につくる～

特集2：日々進化する業界で働く キラキラ輝く「介護のしごと」

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」では、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

■特集1：安全な医療のために～患者と医療者が一緒に作る～

私たちは、医療を受ける際に当然のように「安全」が確保されていると思っているのではないのでしょうか。しかし、本来医療は不確実なもので、何もしなくても安全なわけではありません。この特集では、「医療の安全」の向上を支えてくれている人たちや国、団体、それぞれの取り組みについて紹介します。

■特集2：キラキラ輝く「介護のしごと」

超高齢化社会を迎え、「介護サービス」の需要は増える一方、介護の職場はネガティブなイメージを持たれやすく、人材不足という大きな問題を抱えています。しかし、介護職の現場では、イメージとは異なるさまざまな取り組みが進んでいます。

この特集では知られているようで知られていない「介護の仕事」の魅力について紹介します。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2023年11月号

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou\\_kouhou/kouhou\\_shuppan/magazine/2023011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/2023011.html)

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

---

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

10月31日に公表された、完全失業率は2.6%で前月に比べ0.1ポイント低下、有効求人倍率は1.29倍で前月と同水準となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35965.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35965.html)

---

★バックナンバー

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga\\_page.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html)

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

- 編集：厚生労働省
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====